

ID: 199

担当部署: 教育委員会事務局 文化課

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	真岡市民会館条例 第5条第1項及び第2項(第15条第2項において読み替える場合を含む。)		
例規番号	昭和49年条例第39号		
【基準】			
第5条、第6条及び真岡市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)			
第5条 会館を使用する者は、教育委員会の許可を受けなければならない。			
2 許可に係る事項を変更するときも同様とする。			
3 教育委員会は、会館の管理上必要があると認めるときは、第1項の使用の許可に条件をつけることができる。 (使用許可の制限)			
第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可をしないことができる。			
(1) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認めるとき。			
(2) 危険物を使用する催物で、災害発生のおそれがあると認めるとき。			
(3) 会館の施設及び付属設備器具を損傷又は滅失するおそれがあると認めるとき。			
(4) 暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。			
(5) その他、教育委員会が適当でないと認めるとき。			
(公の施設の利用の制限)			
第7条 市長若しくは真岡市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「市長等」という。)は、市の設置した公の施設(次項において「公の施設」という。)の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。			
2 市長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 202

担当部署: 教育委員会事務局 文化課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	真岡市民会館条例 第9条第3項		
例規番号	昭和49年条例第39号		
【基準】 第9条の規定による。 (使用料) 第9条 使用者は、使用許可の際、次の各号に定める使用料を納付しなければならない。 (1) 会館使用料 別表に定める額 (2) 付属設備器具使用料 教育委員会が別に定める額 2 前項の規定にかかわらず、市の機関が直接使用する場合は、無料とする。 3 教育委員会が特別の事由があると認めたときは、第1項の会館使用料を減免し、又は別に納付期日を指定することができる。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 203

担当部署: 教育委員会事務局 文化課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	真岡市民会館条例 第10条ただし書		
例規番号	昭和49年条例第39号		
【基準】 第10条の規定による。 (使用料の還付) 第10条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 使用者の責によらない事由により、使用することができなくなったとき。 (2) 使用日前14日までに使用の取消しを申し出たとき。 (3) その他、教育委員会が特別の事由があると認めたとき。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 204

担当部署: 教育委員会事務局 文化課

処分の概要	特別の設備等の許可		
例規名 根拠条項	真岡市民会館条例施行規則 第11条第1項		
例規番号	昭和58年教育委員会規則第3号		
【基準】	第11条の規定による。 (特別の設備等) 第11条 使用者が特別の設備又は備え付けの器具以外の器具(以下「特別の設備等」という。)を使用する場合は、事前の当該特別の設備等の内容を記載した仕様書を提出して、教育委員会の許可を受けなければならない。 2 前項の仕様書は、使用日前7日までに提出しなければならない。		
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 227

担当部署: 教育委員会事務局 文化課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	真岡市久保講堂の設置、管理及び使用条例 第3条		
例規番号	昭和61年条例第13号		
<p>【基準】</p> <p>第3条、第4条及び真岡市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第3条 真岡市久保講堂(以下「講堂」という。)を使用しようとする者は、真岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、講堂の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。</p> <p>(使用許可の制限)</p> <p>第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可をしないことができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認めるとき。 (2) 施設及び設備を損傷又は滅失するおそれがあると認めるとき。 (3) 暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。 (4) 管理運営上支障があると認めるとき。 (5) その他教育委員会が適当でないと認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 市長若しくは真岡市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「市長等」という。)は、市の設置した公の施設(次項において「公の施設」という。)の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 230

担当部署: 教育委員会事務局 文化課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	真岡市久保講堂の設置、管理及び使用条例 第7条第2項		
例規番号	昭和61年条例第13号		
【基準】	第7条の規定による。 (使用料) 第7条 使用料は、別表に定める使用料を使用許可の際納付しなければならない。 2 市の機関又は市行政に直接関係のある団体が使用し、若しくは教育委員会が特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。		
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 231

担当部署: 教育委員会事務局 文化課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	真岡市久保講堂の設置、管理及び使用条例 第8条ただし書		
例規番号	昭和61年条例第13号		
【基準】 第8条の規定による。 (使用料の還付) 第8条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、教育委員会において特別の事由があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 270

担当部署: 教育委員会事務局 文化課

処分の概要	市指定有形文化財の現状変更等の許可		
例規名 根拠条項	真岡市文化財保護条例 第15条第1項		
例規番号	昭和51年条例第29号		
<p>【基準】 第15条の規定による。 (現状変更等の制限)</p> <p>第15条 市指定有形文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。</p> <p>3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 272

担当部署: 教育委員会事務局 文化課

処分の概要	市指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可		
例規名 根拠条項	真岡市文化財保護条例 第40条第1項		
例規番号	昭和51年条例第29号		
<p>【基準】 第40条の規定による。 (現状変更等の制限)</p> <p>第40条 市指定史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。</p> <p>3 第1項の規定による許可を与える場合には第15条第3項の規定を、第1項の規定による許可を受けた者には同条第4項の規定を準用する。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 274

担当部署: 教育委員会事務局 文化課

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	真岡市二宮尊徳資料館の設置、管理及び使用条例 第6条第1項及び第3項		
例規番号	平成21年条例第21号		
【基準】	<p>第6条、第7条及び真岡市暴力団排除条例第7条の規定による。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第6条 資料館の研修室(以下「研修室」という。)を使用する者は、教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、資料館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>(使用許可の制限)</p> <p>第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用の許可をしないことができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 施設及び設備を損傷又は滅失するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。</p> <p>(4) 管理運営上支障があると認めるとき。</p> <p>(5) 営利目的の使用と認めるとき。</p> <p>(6) その他教育委員会が適当でないと認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 市長若しくは真岡市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「市長等」という。)は、市の設置した公の施設(次項において「公の施設」という。)の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>		
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 277

担当部署: 教育委員会事務局 文化課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	真岡市二宮尊徳資料館の設置、管理及び使用条例 第11条		
例規番号	平成21年条例第21号		
<p>【基準】 第11条の規定による。 (使用料の減免) 第11条 前条の規定に関わらず、地方公共団体が直接その用に供するとき、又は公益上若しくは経済上の理由により特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 278

担当部署: 教育委員会事務局 文化課

処分の概要	資料の寄贈又は寄託の承認		
例規名 根拠条項	真岡市二宮尊徳資料館の設置、管理及び使用条例施行規則 第7条第4項		
例規番号	平成21年教育委員会規則第14号		
【基準】	<p>第7条の規定による。 (資料の寄贈又は寄託)</p> <p>第7条 資料館は、資料の寄贈又は寄託を受けることができる。</p> <p>2 資料館に資料を寄贈又は寄託しようとする者は、真岡市二宮尊徳資料館資料寄贈申込書(別記様式第1号)及び真岡市二宮尊徳資料館資料寄託申込書(別記様式第2号)により、教育委員会に申し込まなければならない。</p> <p>3 前項の規定により寄贈又は寄託を受けようとする資料は、教育委員会が有益適切なものと認めるものでなければならない。</p> <p>4 教育委員会は、資料の寄贈又は寄託を受けようとするときは、真岡市二宮尊徳資料館資料寄贈受領書(別記様式第3号)又は真岡市二宮尊徳資料館資料寄託承諾書(別記様式第4号)を交付するものとする。</p> <p>5 寄託資料は、資料館所有資料と同等の取扱いとする。</p> <p>6 寄託資料が、災害その他不可抗力により損傷し、又は亡失した場合は、市はその責めを負わない。</p>		
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1010

担当部署: 教育委員会事務局 文化課

処分の概要	現状変更等の許可(一の市の区域内に存する県指定史跡名勝天然記念物に関する別に教育委員会規則で定める行為に係るものに限る。)		
例規名 根拠条項	栃木県文化財保護条例 第38条第1項		
例規番号	昭和38年栃木県条例第20号		
<p>【基準】 第38条第1項の規定による。 (現状変更等の制限) 第38条 県指定史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日